

# 準 備 審 査 書

堺環共第200号  
令和元年5月10日

三井不動産株式会社  
代表取締役社長 菰田 正信 様

堺市長職務代理者  
堺市副市長 中條 良一

(仮称)堺市美原区黒山東計画に係る環境影響評価準備書に  
対する環境の保全の見地からの意見(申述)

平成30年11月20日付けで提出のあった標記環境影響評価準備書について、堺市環境影響評価条例第32条第1項の規定により、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり申し述べます。

(別紙)

(仮称) 堺市美原区黒山東計画に係る環境影響評価準備書に  
対する環境の保全の見地からの意見

本事業計画地は、国道 309 号に接道し、周辺には阪和自動車道や南阪奈道路の IC が存在するなど、自動車利便性の高い地域となっており、本事業の実施に伴い、来退店車両の交通量の増加が想定される。また、本事業計画地の近傍には、住居や中学校等の保全対象が存在する。

このため、本事業の実施に当たっては、工事の実施並びに施設の存在及び供用に伴う環境への影響をできる限り低減するため、以下の事項を確実に実施する必要がある。

1 全般的事項

- 環境影響評価の手続き後も引き続き、住民や関係団体との意見交換の場において、住民等から環境に関連する意見が出た場合は、丁寧な意見調整に努めること。

2 交通関係

- 市道黒山南北線は生活道路や通学路として利用されていることから、工事の実施に際しては、工事関係者に対して、事業計画地の周辺状況の周知、教育を徹底するとともに、大型搬入車両については登校時間帯の走行を避けることや、工事用車両に工事名の掲示を指導するなど、工事用車両の運行管理を適切に実施すること。
- 工事用車両の走行ルートの設定に当たっては、関係自治会や近隣の中学校と事前に協議を行い、誘導員の配置や安全経路等の設置の検討を行うなど、交通安全の確保に万全を期すること。
- 来退店車両を低減し、公共交通機関の利用を促進するため、バス路線の延伸や増便等に関する協議を継続して行うとともに、来退店車両の低減対策による効果の検証を行う必要がある。また、施設開業後において明らかに店舗が起因して渋滞等が発生する場合は、必要な調査や関係機関との協議を行い、更なる来退店車両の低減対策について検討すること。
- 来退店車両の滞留・渋滞を防止するため、国道 309 号における場内進入用の付加車線の設置、複数の出入口の設置、区画道路の整備等の対策を確実に実施するとともに、開業後の実態を踏まえて対策の見直しを行うなど、適切な滞留・渋滞防止対策を講ずること。

- 施設開業前に地元住民や学校等の関係者から十分な意見収集を行った上で、周辺交通誘導等の対策を検討し、開業直後から確実に対策を実施するとともに、その後の実態を踏まえて適宜見直しを行うなど、適切に対応すること。
- 施設供用時の搬入・搬出車両等の走行ルートについては、時間帯に応じて通学路等の生活道路の利用を避ける等の運用を行う必要がある。特に、大型の搬入・搬出車両等については、通学路だけでなく、歩道未整備区間についてもできる限り避けるよう代替経路の検討を行うとともに、やむを得ず走行する場合は、速度制限の遵守等、安全運転を徹底するよう指導すること。

### 3 騒音

- 建設作業騒音の影響を可能な限り低減するため、工事期間中に仮囲いを設置するなど、更なる対策について検討すること。
- 評価書における設備稼働時の騒音の予測では、障壁による回折減衰式は予測結果が危険側となることを考慮し、予測結果の補正を検討すること。また、周辺の保全対象の存在を考慮して予測地点を追加するとともに、騒音規制法に基づく規制基準を遵守するために十分な環境保全措置について検討すること。
- 詳細設計の段階において、騒音を発生する設備機器の配置や遮音壁の設置範囲を精査するとともに、防音カバーの設置等の発生源対策についても検討するなど、更なる対策について検討すること。

### 4 悪臭

- 評価書での悪臭の予測においては、他の類似施設における悪臭の測定結果を基に数値予測を行い、悪臭防止法に基づく規制基準への適否を明らかにすること。
- 詳細設計の段階において、周辺の保全対象の位置を考慮し、悪臭発生源となる設備の配置等を精査すること。

### 5 光害

- 事業の実施により、事業計画地周辺の光環境は大きく変化することから、照明機器の配置等の計画に際しては、必要に応じて近隣住民と協議を行うとともに、近隣住民の生活環境や農作物への影響に配慮した計画とすること。

## 6 景観

- 施設外観のデザインの検討に際しては、周辺の農地や美原複合シビック施設を含む景観と調和し、良好な景観が形成されるよう配慮すること。

## 7 文化財

- 事業計画地は、条里制の跡が残っている「歴史的空間」という観点からも貴重であることから、事業計画地だけでなく周辺も含めた出土品や過去の写真などの展示スペースを設けるなど、その活用方法について検討すること。

## 8 地球環境

- 「堺市温暖化対策実行計画」の成果指標を確実に達成するために、環境保全措置については、創エネ施設の導入など先進的な取り組みを含めて検討すること。

## 9 廃棄物等

- 廃棄物発生量の抑制や分別の徹底を各テナント店舗に対して求めるだけでなく、商業施設全体としての取組を検討する必要があるほか、特に生ごみに関しては、本市臨海部のエコタウンに立地する再資源化事業者等との連携による地域循環圏の構築など、先進的な取組について検討し、リサイクル率の向上を図ること。

## 10 事後調査

- 工事中の大気質、道路交通騒音・振動、交通量を事後調査項目として追加するとともに、建設作業騒音の事後調査時期・頻度については、影響が大きくなる時期に複数回の調査を実施するよう再検討すること。
- 施設供用時の道路交通騒音及び交通量の事後調査計画について、調査地点及び調査時期を追加するよう再検討すること。
- 重要種及び地域の生態系を代表する種に対する予測において、影響が小さいとされていることについては、根拠に乏しく不確実性が大きいと考えられることから、一般鳥類及び水鳥類を対象として複数年の事後調査を実施し、予測結果の妥当性を確認すること。なお、事後調査において事業による影響の検証に必要な情報が得られない等の場合は、必要に応じて適切に事後調査計画を見直すこと。